

地域計画の変更に係る「農振除外」・「農地転用」の手続きフロー

地域計画の変更

農振除外

農地転用

農業委員会事務局への事前相談

約2か月

申出書の提出

協議の場

関係機関への
意見聴取

地域計画（案）
公告・縦覧

変更公告

農地利用変更
申出の提出
（農業振興課）

県への
事前協議

関係機関への
意見聴取

公告縦覧・
異議申立

本協議

決定公告

転用申請

転用許可

- ・農振除外を必要としない場合は、地域計画の変更公告後に転用申請ができます。
- ・一時的に農地を転用する場合は、地域計画の変更手続きは不要です。
- ※ただし、営農型太陽光発電による一時転用の場合は地域計画の変更が必要となることもあります。

Check

